

調達公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 1 月 22 日

鳥取県立皆成学園長 米山 真寿美

1 調達内容

（1）業務の名称及び数量

鳥取県立皆成学園厨房プレハブ冷蔵庫修繕業務委託 一式

（2）業務の仕様

入札説明書による。

（3）業務の期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日まで

（4）入札方法

入札は紙入札による。

なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額（消費税不課税、非課税のものを除く）とする。併せて、課税事業者にあっては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が機械器具類の厨房機器に登録されている者であること。

（3）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県立皆成学園 総務課

4 入札手続等

（1）入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒682-0854 倉吉市みどり町 3564-1

鳥取県立皆成学園総務課

電話 0858-22-7188

電子メール kaisei@pref.tottori.lg.jp

（2）入札説明書等の交付方法

令和 8 年 1 月 22 日（木）から同年 2 月 3 日（火）までの間にインターネットの鳥取県立皆成学園ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kaisei/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和 8 年 1 月 22 日（木）から同年 2 月 3 日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

イ 交付場所

(1) 同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月12日（木）午前11時00分 即時開札（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月10日（火）午後5時まで（必着）とする。）

イ 場所

〒682-0854 倉吉市みどり町3564-1

鳥取県立皆成学園 会議室

(5) 現場確認

入札書の作成にあたり、現場の確認を希望する場合は、令和8年1月27日（火）午後12時30分から午後1時30分までの現場への入室を認める。その場合、同月26日（月）午後5時までに4の（1）の連絡先に現場の確認を希望する旨を連絡すること。

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、業務の名称及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。郵便等による入札で再度入札を希望する場合は、「第1回目」、「第2回目」及び「第3回目」と明記した封書に、「入札書第1回目」、「入札書第2回目」及び「入札書第3回目」を明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出物」という。）を、令和8年2月3日（火）午後5時まで（必着）に4の（1）の場所に郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要（ただし、会計規則第111条の規定により、契約書の作成を省略し、請書を徵する場合がある。）

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を、落札者とする。なお、入札が予定価格に達しない場合は、直ちに再度の入札を行う。入札回数は3回までとし、3回で落札しない場合は、最低価格を提示した業者と随意契約の交渉を行うものとする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。